

学校施設開放事業

書類記入にあたっての注意事項

岡山市教育委員会

令和7年度

目 次

学校施設使用申請先一覧	P1
1 使用申請手続き	
・申請手続き	P2
・申請のフローチャート	P3
・必要書類	P4
・必要書類の記入注意点・申請手順について	P5～7
2 使用料還付申請手続き	
・使用料還付について	P7
・使用料還付のフローチャート	P8
・還付申請手順	P9
3 実施報告	P9～10
4 その他	P10
5 記入例	
① 学校施設使用申請書(定期使用・不定期使用)	P12～13
② 学校施設開放事業使用計画書	P14
③ 使用料減免願	P15
④ 学校施設使用団体登録申請書	P16
・既納使用料還付申請書	P17
6 開放事業の実施に関する規則,要綱・開放事業実施要項	P18～37
7 参考	P38～41

※この冊子内では、各申請書類を以下の通り共通番号で表記してあります。

- | | |
|------------|----------------|
| ①学校施設使用申請書 | ②学校施設開放事業使用計画書 |
| ③使用料減免願 | ④学校施設使用団体登録書 |
| ⑤団体名簿 | ⑥団体規約等 |

学校施設使用申請先一覧

学校施設開放事業以外 ※担当課へお問い合わせください。		学校施設開放事業 ※この冊子にて内容を説明しています。	
就学課 (右三課以外のもの)	学校施設課	スポーツ振興課	生涯学習課
一時的使用	恒常的使用	スポーツ活動で使用 運動場・体育館 柔剣道場	レクリエーション・ 文化的行事で使用 運動場・体育館 柔剣道場・特別教室
(一定期間の一時使用が対象) (例) 地域行事、消防団夜間訓練 子育て行事、児童クラブ活動 スポ少の役員会説明会 老人会行事、子ども会行事など	①土地 基礎等があり、常置的に使用 (例) 電柱、基礎のある電話ボックス 倉庫、地下埋設物など *倉庫はスポ少、子ども会 などが使用する場合	(使用目的の例) スポーツ少年団・体育協会等の練習や大会などの スポーツ活動 下記団体のスポーツ活動 町内会、PTA、保育園 スポーツサークル、子ども会 児童クラブ、福祉団体 岡山市総合スポーツクラブ ※上記団体が文化的行事 (スポーツ以外)を体育施設 で行う場合、生涯学習課 が申請先になります。	(使用目的の例) 鼓笛隊、ブラスバンド 吹奏楽、バトントワリング コーラス・マーチング 演劇絵画サークル 子ども会活動、パソコン同好会 うらじゃ踊り練習 盆踊り等地区イベント フォークダンス、琴、気功 ボーイ・ガールスカウト ストーリーテリング 地元の伝承文化関係 地元の文化祭
その他の恒常的使用 基礎等がなく、常置的に使用 許可期間 4.1～3.31 (例) 公衆電話、冷水機 保冷庫、自動販売機など	②建 物 教室1部屋などのスペースを常置的に使用 (例) 児童クラブ室、 小中校長会の事務室 購買室	①学校施設使用申請書(2枚複写) (岡山市学校施設開放事業の実施に関する規則第6条様式第1号) [上記以外必要書類] ※この冊子の内容を参照してください。 ②使用計画書(定期使用の場合) ③使用料減免願(昼間運動場以外) ④団体登録申請書(2枚複写)(定期使用の場合) ⑤団体名簿 ⑥団体規約(団体登録申請時の必要書類)	
学校施設使用申請書 (岡山市学校施設の使用に関する規則第4条様式第1号) 学校施設使用料減免申請書 (同規則第8条様式第3号)	行政財産使用許可申請書 行政財産使用許可使用料減免申請書 (副申書を学校園長が作成)		

〔申請先の参考例〕

目的別、学校施設開放事業の申請先

- ①スポーツ活動で運動場・体育館・柔剣道場を使用 → **スポーツ振興課**
 ※スポーツ使用に付随する目的で特別教室・余裕教室等を使用する場合(更衣室・荷物置き場) → **スポーツ振興課**
- ②①スポーツ以外のレクリエーション等で運動場・体育館・柔剣道場・特別教室・余裕教室等を使用 → **生涯学習課**
- ③ ①スポーツ②文化以外の大会の打ち合わせや説明会などで運動場・体育館・特別・余裕教室等を使用 → **就学課**

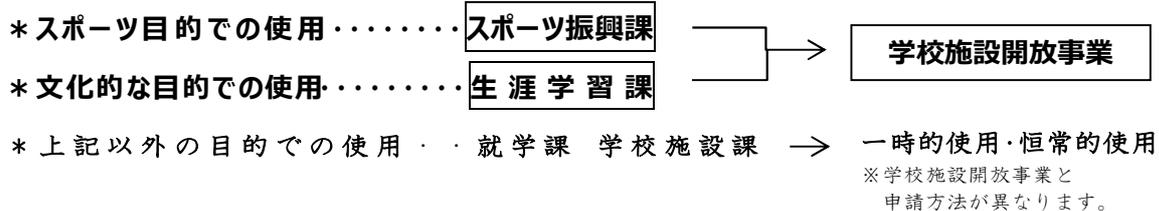
*学校開放事業での開放施設は、運動場、体育館、柔剣道場の体育施設及び特別教室、余裕教室等の文化施設です。これら以外の学校施設の一時的使用は、就学課への申請となります。

1 使用申請手続き

定期使用の手続きはWeb申請に移行しました。ただし、年度途中の新規使用及び不定期使用については当面の間、紙の申請書類を提出してください。準備が整い次第、あらためてお知らせする予定ですのでしばらくお待ちください。

- ・申請日は、使用日の1か月前から10日前までです。
- ・申請書類は不備のないよう、各団体の使用申請ごとにまとめてください。

【担当課】

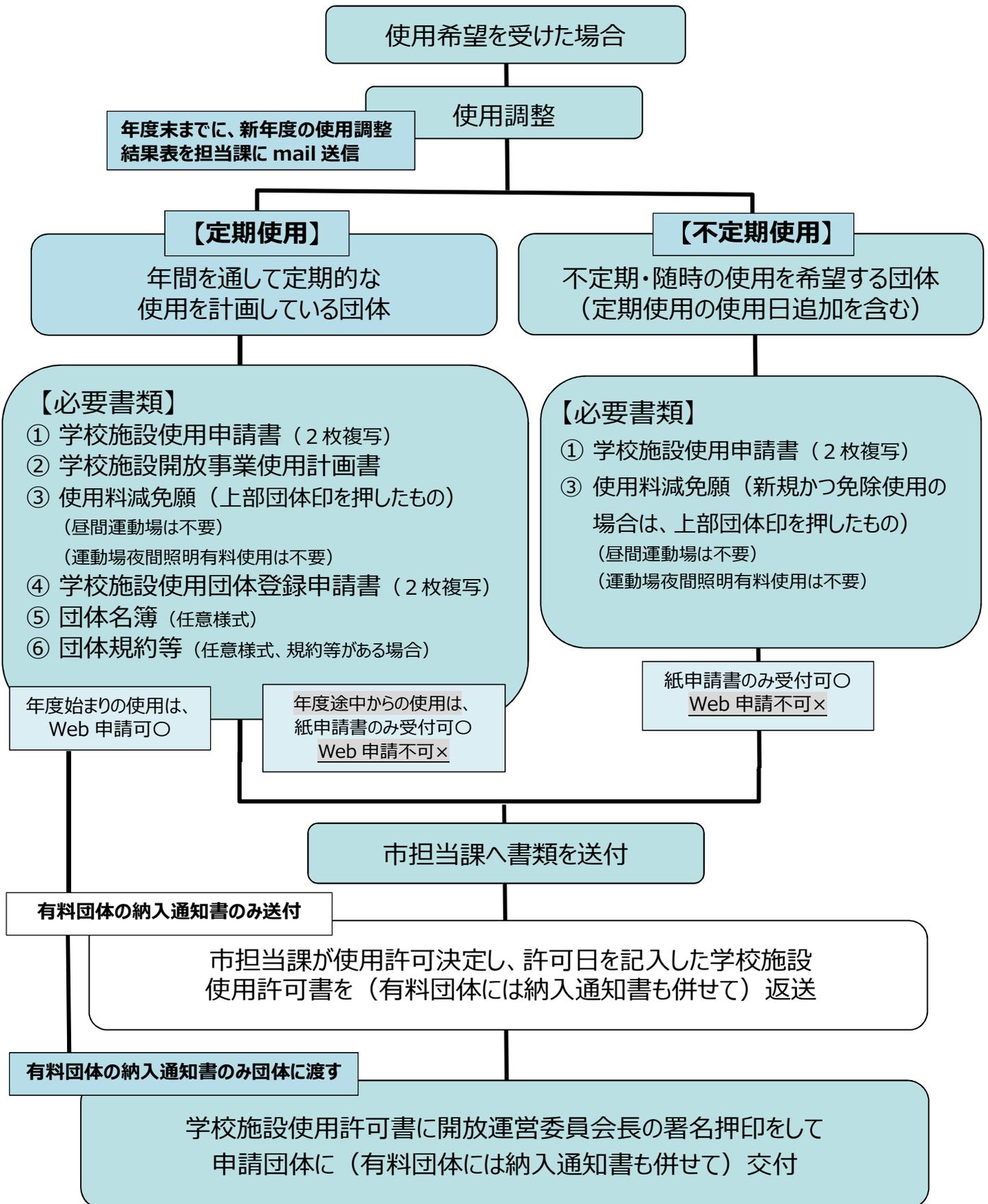


【注意事項】

- 就学課、学校施設課への使用申請は学校開放事業に該当しません。
学校又は担当課へ目的外使用の申請をしてください。
- 営利・宗教・政治（公職選挙法等によるものは除く）等を目的とする使用はできません。
- 概ね月に2回以上の定期使用をする団体は、団体登録をすると1年度分を一括申請することができます。④学校施設使用団体登録申請書 ⑤団体名簿 ⑥団体規約等の提出が必要です。
- 以下のような変更がある場合は担当課まで連絡してください。
 - ・年間（Webまたは紙）申請後、年度途中に使用日時の変更や追加があった場合、①学校施設使用申請書を新たに提出してください。「6.その他参考事項」欄に変更前後の日時を明記してください。
 - ・年間申請の使用を年度途中で中止する場合、「学校施設使用許可取消願」（P10参照）を使用日前までに提出してください。
 - ・団体登録の登録事項に変更があった場合、「登録事項変更届」（P32参照）を提出してください。
- 使用する施設に用具類の保管、及び器具類を設置することはできません。

申請のフローチャート（学校施設開放事業）

※ 就学課、学校施設課への申請と異なります。



必 要 書 類

※記入例掲載ページを（ ）内に記載

① 学校施設使用申請書/許可書（2枚複写）（P12～13）

② 学校施設開放事業使用計画書（P14）HPダウンロード可

- ・①学校施設使用申請書内に使用予定日が書ききれなかった場合、または定期使用の必要書類。

③ 使用料減免願（P15）HPダウンロード可

- ・各施設を使用する際、使用料を減免するための書類。

（昼間運動場使用の際は、不要）

（体育館・柔剣道場使用の際は、全ての団体が必要）

（運動場夜間照明使用の際は、減免団体のみ必要。有料使用の際は不要）

④ 学校施設使用団体登録申請書/登録証（2枚複写）（P16）

- ・月2回以上の定期使用で、1年度分の使用を一括申請するための書類。

⑤ 団体名簿（任意様式）

- ・④学校施設使用団体登録申請（定期使用申請）をするための必要書類。

⑥ 団体規約等（任意様式・規約等がある場合）

- ・④学校施設使用団体登録申請（定期使用申請）をするための必要書類。

（団体規約等を作成していない団体は不要）

・ 定期使用、不定期使用の必要書類

- ・ 定期使用・・・①学校施設使用申請書～⑥団体規約等

- ・ 不定期使用・・・①学校施設使用申請書、③使用料減免願

* 定期/不定期いずれも、昼間運動場を使用する際は、使用料減免願は不要。

運動場夜間照明を使用する際は、減免団体のみ必要です。

- ・ 必要書類がすべて揃ってから提出するようにしてください。

必要書類の記入注意点・申請手順について

【① 学校施設使用申請書/許可書】（2枚複写）

- ・使用日時をはっきり記入してください。

＊日時が指定できないものは許可できません。

- ・①学校施設使用申請書内に日時が書ききれない場合は、必ず②学校施設開放事業使用計画書（HPダウンロード可）を添付してください。
- ・施設使用開始時間は、午前8時30分からです。夏季練習・大会等で早朝より使用の場合は学校・地域との調整を行い、①学校施設使用申請書「6.その他参考事項」に（時間外調整済）と記入してください
- ・夜間照明の無い（P41 運動場欄に※が無い）運動場を使用する場合の使用時間は、日没までとなります。
- ・「学校施設使用申請書」の使用者人数内訳（市内__人・市外__人）に記入漏れがないようにしてください。

参照【岡山市学校施設開放事業の実施に関する要綱】

（利用団体の要件）第2条 規則第6条第3項第1号に規定する主に市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成された団体とは、団体の構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。

【② 学校施設開放事業使用計画書】 HPダウンロード可

- ・①学校施設使用申請書内に、全ての使用日を記入できた場合は提出不要です。
 - ・定期使用の場合は、使用日を選択して提出してください。
- ＊使用申請をしているにもかかわらず、使用していない実態がみられます。実際の使用とおりの適正な申請をしてください。

【③ 使用料減免願】 HPダウンロード可

- ・体育館、柔剣道場、夜間照明、特別教室等（昼間運動場以外の学校施設）を使用する場合は、①学校施設使用申請書に③使用料減免願（HPダウンロード可）を添付してください。
- ＊体育館・柔剣道場使用時は全団体が減免対象のため、必ず提出してください。
- ・添付が無い場合は、体育館・柔剣道場2,510円～3,660円/1日1回、運動場夜間照明1,040円/1時間、教室等410円～620円/1日1教室の使用料を納付していただきます。
- ＊使用料金はP37「使用料早見表」参照

* ③使用料減免願は、上部団体長（減免団体）または、団体責任者（一部減免：有料団体）から申請してください。

* 使用料減免団体が、下表の社会教育関係団体等～地方公共団体その他公の機関に該当する場合、使用料が減免となることがあります。また、新規の場合や使用料減免先確認のため、使用料減免願の原本（押印あり）提出が必要になります。詳しくは、担当課までお尋ねください。

		例	減免上部団体／代表者職名
減免	社会教育関係団体等	町内会	(地区名)〔連合町内・町内〕会長
		婦人会	(地区名) 婦人会会長
		P T A	(学校名) P T A 会長
		子ども会	(地区名) 子ども会会長
		[スポーツ・体育]協会	(学区名) [スポーツ・体育]協会会長
		スポーツ少年団	(学区名) [スポーツ・体育]協会会長
		老人クラブ	(地区名)〔連合町内・町内〕会長
	障害者の団体		各障害者団体の代表者
	岡山市スポーツ協会加盟団体等	競技協会または競技連盟等	(競技名)[協会・連盟]会長
	地方公共団体(その他公の機関)	各部局 岡山市教育委員会	主管課長 主管課長
一部減免	上記いずれにも該当しない一般団体	上記いずれにも該当しない一般団体	上記いずれにも該当しない一般団体 代表者

【④学校施設使用団体登録申請書/登録証】（2枚複写/定期使用時のみ）

- ・ 学校施設使用団体登録申請をすることで、定期使用の一括申請をすることが出来ます。
- ・ 学校施設使用団体登録申請時には、必ず施設使用時の⑤団体名簿と⑥団体規約等（作成をしている団体のみ）を添付してください。
- * 団体名簿作成時に新規の会員情報が不明の場合は、確定している会員名を表記してください。

■ 学校施設開放運営委員会で内容確認後、担当課へ送付。



■ 担当課より「学校施設使用許可書」と「納入通知書」（使用料有料団体のみ）、
「学校施設使用団体登録証」（定期使用時のみ）を学校施設開放運営委員会へ返送。



■ 学校施設開放運営委員会が内容確認後、「学校施設使用許可書」に署名押印し、
「納入通知書」（使用料有料団体のみ）、「学校施設使用団体登録証」（定期
使用時のみ）と一緒に申請団体へ交付。



■ 使用料有料団体は、必ず納期限（原則施設使用日前）までに、指定金融機関
・ 各区役所・各支所・各地域センター等で納入してください。

* 許可書および領収証書は、必要時に提示できるよう必ず保管してください。
（使用料還付申請の際は、許可書および領収証書の提出が必要です。）

2 使用料還付申請手続き

【還付】

悪天候により、又は市及び学校側の都合（自己都合以外）等により使用ができな
かった場合、使用料を還付します。

* 自己都合で使用を中止する場合は対象外のため、使用料の還付はありません。

* 使用責任者が申請してください。

注) 令和6年度中（R6.4/1からR7.3/31）に、雨天または学校都合により使用でき
なかつた日の還付を希望する場合は、期限までに必ず学校に提出してください。

***令和6年度分 還付申請提出期限 令和7年4月10日(木)**

提出期限を過ぎると令和6年度分の還付ができなくなりますのでご注意ください。

* 同一年度内の還付申請については、随時受付可能です。

使用料還付のフローチャート

使用中止（悪天候、市・学校都合等）

学校で既納使用料還付申請書に使用中止の証明をもらう

注 令和6年度（対象期間）中に使用できなかった分の還付を希望する場合は、期限までに必ず学校に提出してください。提出期限を過ぎると令和6年度分の還付ができなくなりますので、申請を希望する場合はご注意ください。

対象期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

提出期限 令和7年4月10日（木）

※同一年度内の還付申請については、随時受付可能です。

【必要書類】

- ・既納使用料還付申請書（振込先口座を記入したもの）
- ・使用期間分の使用料領収証書コピー
- ・学校施設使用許可書コピー（Web申請の場合は不要）

学校は市担当課に送付

市が還付料を振込 * 完了通知はありません

使用料還付の申請手順

1. 還付申請を希望する団体は、以下の必要書類を提出してください。
 - 既納使用料還付申請書
 - 使用期間分の使用料領収証書コピー
 - 学校施設使用許可書コピー（Web申請の場合は不要）
2. 学校は、申請書に記載された内容（申請理由及び年月日、申請者氏名）を確認し、確認者欄に先生の署名または記名押印をしてください。
3. 学校から市担当課へ申請書を転送してください。
4. 担当課が内容確認後、申請者に還付（振込）をします。
振込完了の案内はありません。通帳記入等でご確認をお願いします。

3実施報告 Web入力の運用方法のまとめ

- * 1 定期・不定期に関わらず、Webからの実施報告が必要です。不定期使用を紙申請した場合でも、Webからの実施報告が必要です。すべての団体の使用状況の確認と利用統計を目的とし、施設整備の実態調査に集計データを使用するため、原則全団体にWeb報告をお願いしています。
- * 2 毎回の使用報告は、各団体がPCまたはスマホから操作の上、Webから行います。実施報告入力フォームは、定期使用の新規Web申請と同じ、[URL/2次元コード]を使用します。読み込み後、【学校施設開放事業TOPページ】→[スポーツ使用]または[文化活動使用]いずれかの[実施報告]を選択してください。入力フォームはホームページに公開されていないため、不明な場合はお問い合わせください。
- * 3 Web報告は活動1回ごとに行い、確認者欄に報告した方の氏名を入力します。確認者は代表者や責任者に限らず、どなたが入力しても構いません。
- * 4 実施報告未入力のため、使用実態の不明な団体があります。団体登録抹消や再調整の対象となる場合がありますので、必ず入力してください。
- * 5 免除団体は、実際に使用した日のみを入力してください。有料使用団体は使用・不使用に関わらず、使用申請した日すべての活動状況を入力してくだ

さい。有料使用団体について、不使用理由の入力がない場合、使用料を還付できないことがありますので、必ず入力するようにしてください。

- * 6 実施報告状況の確認について、運用方法が一部変わります。そのため、学校毎に付与したIDとPASSは、令和7年2月1日以降使用できなくなります。閲覧方法が確定次第、あらためてお知らせします。なお、実施報告の入力には影響ありませんので、通常通り入力していただけます。

4 その他

- 運営委員会の構成委員や規約等に変更があった場合は、新しい名簿・規約等をすみやかに提出してください。
- 緊急時にAEDを使用できるように、保管場所や取り出し方を学校へ確認し、事前に各使用団体へ周知してください。
- 岡山市ホームページに、関係書類や案内を掲載しておりますのでご活用ください。
 - [文化活動]_Web申請の入力マニュアル【詳細】（生涯学習課）
 - [スポーツ]_Web申請の入力マニュアル【詳細】（スポーツ振興課）
 - （最新版）学校施設開故事業 書類記入にあたっての注意事項（しおり）
 - （最新版）学校施設開故事業使用計画書（年間カレンダー）
 - 使用料減免願__様式第3号（第7条の2関係）
 - 既納使用料還付申請書
 - 学校施設使用許可取消願
 - 登録事項変更届__様式第3号（第4条関係）
 - 学校開放施設設備・備品破損届__様式第4号（第9条関係）

【岡山市トップページ→施設案内→幼稚園・学校・教育→学校開故事業】

ホームページアドレスと2次元コード

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000020366.html>



記 入 例

- ① 学校施設使用申請書（定期使用・随時使用）…… P 1 2 ・ 1 3
- ② 学校施設開放事業使用計画書 …………… P 1 4
- ③ 使用料減免願 …………… P 1 5
- ④ 学校施設使用団体登録申請書 …………… P 1 6
- 既納使用料還付申請書 …………… P 1 7

①学校施設使用申請書（定期使用） 記入例

様式第1号(第6条関係)

課長	課長補佐	係長・主事・係員	担当者
----	------	----------	-----

すべての書類の
申請日を統一してください。

使用日の1か月前から
10日前までの日付を
和暦で記入してください。

No. _____

学校施設使用申請書

令和〇年 3月 15日

岡山市教育委員会 様

！複写2枚目の日付は絶対に記入しないでください。
あやまって記入した場合は申請書の書き直しをお願いします。

以下のとおり施設の使用許可を受けたいので申請します。

1 使用者	団体名	おかやまスポーツ少年団バレーボール部		
	使用責任者氏名	開放学		
	住所	岡山市北区大供一丁目1-1		
	自宅	086-803-〇	×	
	使用人数	【名簿】≥【団体登録申請書】≥【使用申請書】 名簿の人数が最大になるようにしてください。		
	人数	25 人（市内20人・市外5人）		
2 使用施設	岡山市立 大供 幼稚園・ <u>小学校</u> ・中学校 運動場 <u>体育館</u> 柔剣道場 運動場夜間照明 教室等（ ）			
3 使用目的	バレーボール			
4 使用日時	令和〇年 4月 1日（木） AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日（ ） AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日（ ） AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日（ ） AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日（ ） AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日（ ） AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日（ ） AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和〇年 3月 31日（木） AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分			
※5 使用料	※この欄は記入しないでください。 円			
6 その他参考事項	毎週土・日曜日 9:00~12:00 使用する曜日と時間を記入してください。 注)ここで指定する以外の曜日・時間に 使用する場合は新たに申請が必要です。			
	1 無	開始時間が午前8時30分より前の場合は 学校・地域との調整を行い (時間外調整済)と記入してください。		
	2 有→	(金額が確認できる資料を添付すること)		

- ①1~4の必須事項は記入漏れのないようにすること。
- ②1の人数の内訳記載欄、市内には「市内に在住、在勤、又は在学する者」の人数を、市外はそれ以外の者の人数を記載すること。
- ③※印のところは記入しないこと。
- ④定期利用申請は使用計画書を添付すること。
- ⑤使用内容がわかる資料等があれば併せて提出すること。

①学校施設使用申請書（不定期・随時使用） 記入例

様式第1号(第6条関係)

課長

課長補佐

係長

すべての書類の
申請日を統一してください。

使用日の1か月前から
10日前までの日付を
和暦で記入してください。

No. _____

学校施設使用申請書

令和〇年 3月 15日

岡山市教育委員会 様

！複写2枚目の日付は絶対に記入しないでください。
あやまって記入した場合は申請書の書き直しをお願いします。

以下のとおり施設の使用許可を受けたいので申請します。

1 使用者	団体名	おかやまバドミントンクラブ			
	使用責任者氏名	開放 設子			
	住所	岡山市北区鹿田1-1			
	電話番号等	自宅	086-803-〇〇△△	FAX	
		携帯	090-△△××		市内:岡山市内在住、在勤、在学的人数 市外:市内以外的人数
E-mail					
人数	25 人 (市内20人・市外5人)				
2 使用施設	岡山市立 大供 幼稚園・ 小学校 ・中学校 運動場 体育館 柔剣道場 運動場夜間照明 教室等 ()				
3 使用目的	バドミントン				
4 使用日時	令和〇年 4月 3日 (土) AM・ PM 7時 00分 ~ AM・ PM 9時 00分 令和〇年 4月 4日 (日) AM ・PM 7時 00分 ~ AM・ PM 9時 00分 令和 年 月 日 () AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日 () AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日 () AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日 () AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分 令和 年 月 日 () AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分				
※5 使用料	※この欄は記入しないでください。 円				
6 その他参考事項 (時間外調整済)	午前8時30分より前に使用の場合は 学校・地域との調整を行い (時間外調整済)と記入してください。				
イベント等の参加費徴収の有無	1 無 2 有→(金額が確認できる資料を添付すること)				

①1~4の必須事項は記入漏れのないようにすること。

②1の人数の内訳記載欄、市内には「市内に在住、在勤、又は在学する者」の人数を、市外はそれ以外の者の人数を記載すること。

③※印のところは記入しないこと。

④定期利用申請は使用計画書を添付すること。

⑤使用内容がわかる資料等があれば併せて提出すること。

令和 ○ 年度 学校施設開放事業(定期使用団体)使用計画書

使用校	岡山市立 大供 小学校 中学校・学園
団体名	おかまやスポーツ少年団バレーボール部 — 使用申請書と同じ団体名を記入してください。
代表者氏名	開放学 — 使用申請書と同じ責任者名を記入してください。
使用施設	体育館 ・柔剣道場・運動場・運動場夜間照明・教室(電気使用・未使用)・その他()

※使用予定日を○で囲んでください

4月	日	月	火	水	木	金	土	使用回数	8	運動場の夜間照明使用合計	※	時間
	3	4	5	6	7	8	9	回	※		円	
5月	日	月	火	水	木	金	土	使用回数	8	運動場の夜間照明使用合計	※	時間
	8	9	10	11	12	13	14	回	※		円	
6月	日	月	火	水	木	金	土	使用回数	9	運動場の夜間照明使用合計	※	時間
	5	6	7	8	9	10	11	回	※		円	
7月	日	月	火	水	木	金	土	使用回数	9	運動場の夜間照明使用合計	※	時間
	3	4	5	6	7	8	9	回	※		円	
8月	日	月	火	水	木	金	土	使用回数	8	運動場の夜間照明使用合計	※	時間
	7	8	9	10	11	12	13	回	※		円	
9月	日	月	火	水	木	金	土	使用回数	10	運動場の夜間照明使用合計	※	時間
	4	5	6	7	8	9	10	回	※		円	

【良い記入例】
使用日の特定ができる

【悪い記入例】
使用日の特定ができない

使用予定日を○で囲んでください。
注意:使用日が特定できるように○で囲んでください。

月使用回数を記入してください。

※有料団体は月使用料を記入してください。
体育館・柔剣道場 1日1回…520円
運動場夜間照明 1時間…1,040円
教室等電気を使用する場合 1日1教室…620円

※運動場夜間照明を使用する有料団体は、
使用時間を記入してください。
運動場夜間照明を使用しない団体は不要です。

合計	使用回数	120	運動場の夜間照明使用	※	使用料	※
支払方法 (いずれかを○してください)	【一括】	6ヶ	※有料団体のみ、希望の支払い回数を○で囲んでください。 可能な限り、一括か6ヶ月払いにご協力をお願いします。			

③使用料減免願 記入例

課長	課長補佐	係長・主査・係員	担当者

様式第3号(第7条の2関係)

使用日の
1か月前から10日前の日付を
記入してください。

使用料減免願

令和 ○ 年 3 月 15 日

各上部団体が申請してください。
使用料を伴う場合は、
使用団体代表者が申請してください。
(P6参照)

☆全額免除団体

...各上部団体が記入。
(学区体育協会・競技協会
・町内会・PTA・子ども会等)

☆減免団体(有料)

...使用団体代表者が記入。
→上部と枠内は同じ団体名

団 体 名 ○○体育協会

代表者職名 会長

氏 名 須保津 協一郎

料を減免して下さるようお願いいたします。

記

1.	使用団体名	おかやまスポーツ少年団バレーボール部
	責任者名	開放 学
2.	使用目的	バレーボール
3.	使用施設	岡山市立 大 供 幼稚園 小学校 中学校 体 育 館 運動場夜間照明施設 柔 剣 道 場 教室等()
4.	使用日時	令和○.4.1～令和○.3.31 毎週土・日曜日 9:00～12:00

④学校施設使用団体登録（定期使用団体） 記入例

！すべての書類の申請日を統一してください。
 ！使用日の1か月前から10日前までの日付を和暦で記入してください。

様式第1号(第3条関係)

--	--	--	--

令和〇年3月15日

岡山市教育委員会

！複写2枚目の日付は絶対に記入しないでください。
 あやまって記入した場合は、申請書を書き直してください。

学校施設使用団体登録申請書

このことについて、次のとおり登録を受けたく、岡山市学校施設開放事業の実施に関する要綱（平成13年市教育委員会告示第2号）第2条の規定により申請します。

団 体 名	おかやまスポーツ少年団バレーボール部					
団体代表者	住所	岡山市北区大供一丁目1-1				
	氏名	開放 学				
	連絡先電話番号	()				
使用目的	バレーボール					
会 員 数	男	1 人	・ 女	24 人	・ 合計	25 人
		【 内 訳 】		【 内 訳 】		
	幼児(人)	幼児(4 人)		
	小学生(人)	小学生(20 人)		
	中学生(人)	中学生(人)		
	高校生(人)	高校生(人)		
	一 般(1 人)	一 般(人)		
使用施設	岡山市立 大 供 幼稚園・ <u>小学校</u> ・中学校 <u>体育館</u> 柔剣道場 運動場 運動場夜間照明 教室等()					

【名簿】≥【団体登録申請書】≥【使用申請書】
 名簿記載の人数以下にしてください。

男女別に内訳を
 記入してください。

既納使用料還付申請書 記入例

既納使用料還付申請書

施設名	納入年月日	還付額
岡山市立 大供小 学校 体育館・柔剣道場・運動場夜間照明・教室等	令和〇年4月30日	2,080 円

〈 申 請 理 由 〉

令和〇年5月分の使用料を収めた日。未記入でも可。

理由 1～3の合計日数×使用料単価。未記入でも可。

1 使用者が、不可抗力により使用できなかったとき。

年月日	令和〇年5月5日
理 由	雨でグラウンドが使用できなかったため。

2 市及び学校の都合により、使用許可を取り消されたとき。

年月日	
理 由	

3 その他

年月日	
理 由	

学校開放の使用料を納付し、使用許可を受けていましたが、上記理由により使用できなかったため、既納使用料を還付して下さるよう申請します。なお、振込みの場合は、下記口座名義人を代理人と定め受領を委任します。

令和 〇 年 6 月 10 日

岡山市長 様

使用許可書の責任者が申請してください。

団 体 名 チームマスカット
住 所 岡山市北区大供1丁目1-1
申請者氏名 学山 校次郎

【振込先口座】

金融機関名	支店等名	預金種別	口座番号
〇〇銀行	〇〇支店	普通 当座	1234567
口座名義人 学山 校次郎		口座名義人(フリガナ) ガクヤマ コウジロウ	
郵便番号	口座名義人住所		
700-8544	岡山市北区大供一丁目1-1		

(学校で記入をお願いします。)

上記申請理由に相違ないことを認めます。

教頭先生(副校長先生)の確認をお願いします。

令和 〇 年 6 月 10 日
岡山市立 大供小 学校

確認者 〇〇 〇〇

○岡山市学校施設開放事業の実施に関する規則

平成13年1月23日

市教育委員会規則第1号

改正 平成22年1月26日市教育委員会規則第1号

平成23年10月21日市教育委員会規則第19号

平成26年3月31日市教育委員会規則第12号

平成30年10月26日市教育委員会規則第35号

令和元年9月20日市教育委員会規則第13号

令和2年4月1日市教育委員会規則第13号

令和3年3月31日市教育委員会規則第11号

令和3年11月1日市教育委員会規則第18号

岡山市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則（昭和51年市教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校施設開放事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定により本市が設置する学校の施設を社会教育及びスポーツのための利用に供する事業をいう。以下「開放事業」という。）の実施に関し、岡山市立学校管理規則（昭和38年市教育委員会規則第6号）の特例事項等の必要な事項について定めるものとする。

（開放校等の指定）

第2条 開放事業を実施する学校は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する。

2 教育委員会は、前項の指定をするに当たっては、地域の実情、学校施設の状況等を総合的に勘案するほか、あらかじめ指定しようとする学校の長の意見を聴くものとする。

（開放施設等の指定）

第3条 開放事業を実施する施設は、前条の規定に基づき指定を行った学校の次に掲げる施設の中から、教育委員会が指定するものとする。

（1） 体育施設 運動場、体育館、柔剣道場及びプール並びにこれらの付帯設備

(2) 文化施設 特別教室, 余裕教室等

(開放時間帯等)

第4条 開放事業を実施する時間帯は, 原則として別表の定めるところによる。

(開放事業の中止等の申出)

第5条 開放事業の実施の指定を受けた学校の長は, 開放事業の実施が学校教育上支障があると認めるときは, いつでも教育委員会に対し, 事業を一時的に中止し, 又は指定を解除し, 若しくは指定内容を変更すべき旨を申し出ることができる。

(開放施設の利用)

第6条 第3条の指定を受けた学校施設(以下「開放施設」という。)を利用しようとする者は, 教育委員会に申請し, その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は, 開放施設を使用しようとする日の1月前から10日前まで(プールを使用する場合は当日まで)に, 学校施設使用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。ただし, 教育委員会が別に定めるところにより登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)にあっては, 1年度分の定期利用を一括して申請することができる。

3 教育委員会は, 前項の申請書の提出があった場合においては, 必要な審査を行い, 次に掲げる要件に該当する場合に限り, 第1項の許可をするものとする。

(1) 主に市内に在住し, 在勤し, 又は在学する者で構成された団体で, かつ, 成人の使用責任者がいること。

(2) 開放施設の属する学校の長が学校教育上支障がないことを認めていること。

(3) 社会教育法第23条に規定する趣旨に反した利用でないこと。

(4) 学校施設の管理上支障がないこと。

(5) その他教育委員会が必要と認める要件に該当していること。

4 教育委員会は, 第1項の許可をしたときは, 学校施設使用許可書(様式第2号)により, 申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 学校施設の利用に係る使用料については, 岡山市立学校条例(昭和39年市条例第49号)の定めるところによる。

(使用料の減免)

第7条の2 岡山市立学校条例第3条第2項の規定により使用料を減免することができる場合及びその減免の額は次のとおりとする。

(1) 次に定める団体が使用する場合 全額

ア 社会教育関係団体

イ 障害者の団体

ウ 一般財団法人岡山市スポーツ協会加盟団体

エ 地方公共団体その他公の機関

(2) 前号以外の団体が体育館又は柔剣道場を使用する場合 使用料の額が520円となるまでの額

(3) プール(温水プールを除く。)を使用する場合 教育委員会が定める額

2 使用料の減免を受けようとする団体は、学校施設使用申請の提出を行う際に、使用料減免願(様式第3号)を併せて提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条の3 岡山市立学校条例第4条の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

(1) 災害又は不可抗力により開放施設が使用できなかつたとき。

(2) 市又は学校の都合により開放施設の使用許可を取り消したとき。

(3) 開放施設の使用許可を受けた者からの使用許可取消の申し出につき、やむを得ないと理由があると認めたとき。

(使用の手続)

第8条 開放施設の使用許可を受けた者(登録団体を除く。)は、使用当日、学校施設使用許可書を施設管理人に提示しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 利用に当たっては、常に事故防止に努めること。

(3) 開放施設（設備，備品等を含む。）をき損し，滅失し，又は亡失したときは，速やかに学校開放施設設備・備品破損届（様式第4号）を提出し，教育委員会の指示に従い，その損害を賠償し，又は原状回復すること。

(4) その他教育委員会が必要と認めること。

（使用の中止）

第10条 教育委員会は，使用者がこの規則又はこの規則に基づく実施細目に違反した場合又は開放事業の実施が学校教育上支障があると認められる場合には，使用の中止命令その他の必要な措置をとることができる。

（開放事業の運営委託）

第11条 教育委員会は，開放事業の円滑な運営及び管理に必要な限度で，当該事業の実施に関する事務の一部を，適当と認める団体に委託することができる。

（その他）

第12条 この規則の施行について必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は，平成13年4月1日から施行する。

2 岡山市立学校・園の学校施設の開放に関する規則（平成4年市教育委員会規則第12号）は，廃止する。

附 則（平成22年市教育委員会規則第1号）

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第19号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成26年市教育委員会規則第12号）

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第35号）

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年市教育委員会規則第13号）

この規則は，令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年市教育委員会規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市教育委員会規則第11号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市教育委員会規則第18号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 体育施設

施設	体育館 柔剣道場	運動場	夜間照明施設	プール
曜日				
土曜日・日曜日・ 祝日・学校休業日	8：30 ～21：00	8：30 ～21：00	18：00 ～21：00	13：00 ～20：00
平日	放課後 ～21：00	放課後 ～21：00	18：00 ～21：00	

2 文化施設（教室等）

施設	教室
曜日	
土曜日・日曜日・祝日・学校休業日	8：30～21：00
平日	放課後～21：00

（備考） 使用期間及び使用時間については、体育施設及び文化施設ともに地域の要望、各学校の実情等に応じて決定できるものとする。

学校施設使用許可書

No. _____

令和 年 月 日

様
下記のとおり施設の使用を許可する。

岡山市教育委員会

1 使用者	団体名										
	使用責任者氏名										
	住所										
	電話番号等	自宅				FAX					
		携帯									
		E-mail									
人数	人										
2 使用施設	岡山市立 幼稚園・小学校・中学校 運動場 体育館 柔剣道場 運動場夜間照明 教室等 ()										
3 使用目的											
4 使用日時	令和	年	月	日	()	時	分	～	時	分	
	令和	年	月	日	()	時	分	～	時	分	
	令和	年	月	日	()	時	分	～	時	分	
	令和	年	月	日	()	時	分	～	時	分	
	令和	年	月	日	()	時	分	～	時	分	
	令和	年	月	日	()	時	分	～	時	分	
	令和	年	月	日	()	時	分	～	時	分	
	令和	年	月	日	()	時	分	～	時	分	
※5 使用料	円										
6 その他参考事項											
この許可書は、運営委員会会長印の押印によって発効します。											
岡山市立 学校施設開放運営委員会 会長											

◎使用者のみなさんへお願い

- (1) 弁当がら、ジュース、空缶等のゴミは必ず持ち帰りましょう。
- (2) 学校敷地内は、全面禁煙です。
- (3) 使用後は清掃等をし、原状回復と火気等再点検に努めましょう。
- (4) 気持ちのよい施設で活動ができるようみなさん協力してください。
- (5) 許可した場所以外には立ち入らないでください。

学校開放施設設備・備品破損届

令和 年 月 日

岡山市教育委員会 様

下記のとおりお届けします。

団 体 名

使用責任者

住 所

氏 名

記

1 破 損 品 名	
2 破 損 日 時	令和 年 月 日 () 時 分
3 破 損 発 生 状 況 (具 体 的 に)	
※「学校開放施設設備・備品破損届」は岡山市ホームページからダウンロードできます P10「4その他」を参照してください	
4 施 設 名	岡山市立 幼稚園・小学校・中学校 運動場・体育館・柔剣道場・教室等 ()

○岡山市学校施設開放事業の実施に関する要綱

平成13年1月23日

市教育委員会告示第2号

改正 平成14年3月20日市教育委員会告示第8号

平成18年6月27日市教育委員会告示第16号

平成22年1月26日市教育委員会告示第2号

平成30年10月26日市教育委員会告示第12号

令和3年3月31日市教育委員会告示第6号

令和3年11月1日教育委員会告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、岡山市学校施設開放事業の実施に関する規則（平成13年市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用団体の要件)

第2条 規則第6条第3項第1号に規定する主に市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成された団体とは、団体の構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。

(定期利用団体の登録申請)

第3条 規則第6条第2項に規定する登録を受けようとする団体の代表者は、毎年度、学校施設使用団体登録申請書（様式第1号）を岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、第1号の書面にあつては、これを作成している場合に限る。

- (1) 規約その他団体の運営等に係る基本的事項を記載した書面
- (2) 役員その他構成員の名簿
- (3) その他教育委員会が必要と認める書面

3 教育委員会は、前2項の申請書等の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、学校施設使用団体登録証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(変更の届出)

第4条 前条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の代表者は、団体名、団体代表者、使用施設又は使用目的につき変更があったときは、遅滞なく登録事項変更届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の抹消等)

第5条 教育委員会は、登録団体が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱並びにこれらに基づく処分に付された条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会の指示に従わなかったとき。

(事業の委託等)

第6条 規則第11条の規定に基づき、開放事業を委託する団体は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす団体とする。

- (1) 代表者の定めがあり、財産の管理・処分方法等団体としての主要な事項が確立していること。
- (2) 当該開放事業の実施の指定を受けた学校の利用団体の構成員を中心として組織されていること。
- (3) 専任の会計責任者があり、適正な財産管理ができること。
- (4) 施設管理人を配置できること。

2 開放事業の委託を受けた団体は、その事務を適正に遂行するため、委託仕様書に反しない範囲で事務処理のための基準を設けることができる。

(その他)

第7条 この告示の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年市教育委員会告示第8号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年市教育委員会告示第16号）

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成22年市教育委員会告示第2号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市教育委員会告示第12号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年市教育委員会告示第6号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市教育委員会告示第14号）

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

岡山市教育委員会 様

学校施設使用団体登録申請書

このことについて、次のとおり登録を受けたく、岡山市学校施設開放事業の実施に関する要綱(平成13年市教育委員会告示第2号)第2条の規定により申請します。

団 体 名	
団体代表者	住所 氏名 連絡先電話番号 () -
使用目的	
会 員 数	男 人 ・ 女 人 ・ 合計 人 【内訳】 【内訳】 幼児(人) 幼児(人) 小学生(人) 小学生(人) 中学生(人) 中学生(人) 高校生(人) 高校生(人) 一 般(人) 一 般(人)
使用施設	岡山市立 幼稚園・小学校・中学校 体育館 柔剣道場 運動場 運動場夜間照明 教室等()

様式第2号(第3条関係)

令和 年 月 日

下記の団体は、学校施設使用登録団体であることを証する。

岡山市教育委員会

学校施設使用団体登録証

団 体 名	
団体代表者	住所 氏名 連絡先電話番号 () -
使用目的	
会 員 数	男 人 ・ 女 人 ・ 合計 人 【 内 訳 】 【 内 訳 】 幼 児(人) 幼 児(人) 小学生(人) 小学生(人) 中学生(人) 中学生(人) 高校生(人) 高校生(人) 一 般(人) 一 般(人)
使用施設	岡山市立 幼稚園・小学校・中学校 体育館 柔剣道場 運動場 運動場夜間照明 教室等()

注意事項

- ① この証は必ず使用責任者が所持してください。
- ② この証を紛失したときは、速やかに岡山市教育委員会に連絡し再交付を受けてください。
- ③ 開放時間(特に終了時間)を厳守し、目的以外に学校施設を使用しないこと。
- ④ 使用を許可された施設以外に立ち入らないこと。
- ⑤ 使用後は原状に復し、清掃整備を完全に行うこと。
- ⑥ 遵守事項を守らないときは、使用の中止または登録を取り消すことがある。

令和 年 月 日

岡山市教育委員会 様

登録事項変更届

団 体 名

団 体 代 表 者
住 所

氏 名

使 用 学 校 岡山市立

このことについて、以下のとおり変更がありましたので、岡山市学校施設開放事業の実施に関する要綱（平成13年市教育委員会告示第2号）第4条の規定によりお届けします。

団 体 名	
団 体 代 表 者	住所 氏名 連絡先電話番号
使 用 施 設	体育館 柔剣道場 運動場 運動場夜間照明 教室等()
使 用 目 的	※「登録事項変更届」は岡山市ホームページからダウンロードできます P10「4その他」を参照してください

* 変更のあった箇所のみ記入すること

学校施設開放事業実施要項

1 趣旨

この要項は、岡山市学校施設開放事業の実施に関する規則（平成13年市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び岡山市学校施設開放事業の実施に関する要綱（平成13年市教育委員会告示第2号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、規則第12条の規定に基づき、市立学校の学校施設の開放について必要な事項を定める。

2 開放事業の目的

市内における社会教育振興策の一環として、市立学校の施設（体育施設・文化施設）を学校教育に支障のない範囲で開放し、市民の体力づくり、レクリエーション活動及び生涯学習の支援に資する。

3 開放校の指定

開放事業を実施する学校（以下「開放校」という。）は、地域の実情、学校施設の状況等を考慮して学校長の意見を聴いて、教育委員会が指定する。

4 開放場所と実施種目

開放校の体育施設（運動場、体育館、柔剣道場及びプール並びにこれらの付帯設備）及び文化施設（特別教室、余裕教室等）を開放するが、各校の開放場所、実施種目については別に定める。

5 開放日及び時間

学校施設を使用できる日及び時間は、別表1の範囲内とする。

6 使用の対象者

団体の構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であり、かつ、成人の使用責任者がいる団体であること。

7 学校施設開放運営委員会等

(1) 地域の代表者、開放事業の利用者等は、開放校ごとに、開放事業の円滑な運営及び管理を図ることを目的とする学校施設開放運営委員会等（以下「運営委員会等」という。）を組織することができる。

(2) 教育委員会は、運営委員会等に対し、開放事業の事務の一部を委託することができる。

(3) 教育委員会は、運営委員会等に対し、必要な助言、指導等を行うものとする。

8 開放の形態

開放の形態は、次のとおりとする。

- (1) 一般開放 施設管理人（1人）を配置し、1か月前から10日前まで（プールを使用する場合は当日まで）に申請を受け付けて日時を指定して開放すること。
- (2) 定期開放 一般開放以外の開放で、9に規定する登録団体に限り、当該団体の責任において開放すること。

9 登録団体

- (1) 定期利用団体として登録を受けることのできる団体は、6に規定する団体で、施設を概ね月2回以上定期的に使用するものとする。
- (2) 開放校の登録団体として登録しようとする団体の代表者は、学校施設使用団体登録申請書（要綱様式第1号）に必要書類を添付して、運営委員会等が組織されている場合はそれを經由し、組織されていない場合は教育委員会に申請し、学校施設使用団体登録証（要綱様式第2号）の交付を受けなければならない。
なお、登録申請をするに当たっては、事前に当該開放校の運営委員会等の調整会議を経た結果、概ね月2回以上使用する事が見込める場合にのみ申請することが可能とする。
- (3) 登録団体としての登録の有効期間は、登録された日からその日の属する年度の3月31日までとする。

10 使用の申請

- (1) 9で定める登録を受けた団体にあつては、1年度分の申請を一括して申請することができる。
- (2) 前号以外の団体で開放施設の使用許可を受けようとするものは学校施設使用申請書（規則様式第1号）により原則として1か月前から10日前までに当該開放校の運営委員会等を經由して教育委員会に申請しなければならない。

11 使用調整

使用調整に当たっては、各運営委員会等で定めた調整基準がある場合はそれに従い、また、定めていない運営委員会等においては別紙調整要領を参考にして調整を図るものとする。ただし、各運営委員会等で調整基準を定めた場合においては、事前に教育委員会の承認を得ること。

12 使用の許可

- (1) 教育委員会は、開放施設の使用を許可したときは、学校施設使用許可書（規則様式第2号）を交付するものとする。
- (2) 登録団体から年間の一括申請があつた場合において、運営委員会等の意見、施設の利用状況等を勘案し、1年度分の使用許可が不相当と認められる場合は、半年ご

との使用許可をするものとする。

- (3) 許可を受けた団体で8(1)に定めるものについては、交付された使用許可書を使用当日、施設管理人へ提示する。

13 使用料の額等

開放施設の使用料は、次のとおりとし、使用日までに納付しなければならない。

(1) 体育館及び柔剣道場の使用料（1日1回）

	1,000㎡以上	1,000㎡未満
電気を使用する場合	3,660円	3,030円
電気を使用しない場合	3,140円	2,510円

(2) 教室使用料

電気を使用する場合 620円

電気を使用しない場合 410円

備考 使用時間にかかわらず1日（午前8時30分から午後9時まで）使用時の1室あたりの使用料を示す。

(3) 運動場夜間照明施設使用料 1時間 1,040円

備考 使用時間は、午後9時までとする。

(4) プール使用料 大人1回 310円

中学生以下1回 150円

14 使用料の減免

使用料の減免を受けようとする者は、別表2に定める申請者によるものとする。

15 使用の中止

教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、開放施設の使用禁止、使用許可の取消し又は使用中止などの措置を執ることができる。

- (1) 開放事業の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 規則、要綱又は要項に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、学校教育上又は学校管理上、支障があると認められるとき。

16 使用後の点検等

使用団体の責任者は、施設の使用が終わったときは、後始末及び清掃等を行うとともに、戸締まり等の点検を行わなければならない。

17 損害賠償等

- (1) 使用時における事故の責任は、使用者側で負わなくてはならない。
- (2) 使用者が施設・設備の使用に当たって損害を与えた場合は、学校施設開放設備・備品破損届（規則様式第4号）により、届け出るとともに、使用者はその損害を賠償しなければならない。

18 施設管理人

- (1) 開放校には、各運営委員会から選出された施設管理人を置く。
- (2) 施設管理人は、使用者に対し、使用施設の適正な使用方法等の必要な指導を行うとともに、施設、設備の管理にあたる。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年11月1日から施行する。

別表1（5関係）

<体育施設>

	体育館 柔剣道場	運動場	夜間照明施設	プール
土曜日・日曜日・祝日・学校休業日	8:30～21:00	8:30～21:00	18:00～21:00	13:00～20:00
平日	放課後～21:00	放課後～21:00	18:00～21:00	

<文化施設（教室等）>

	教室
土曜日・日曜日・祝日・学校休業日	8:30～21:00
平日	放課後～21:00

（備考）

使用期間、使用時間については、体育施設、文化施設ともに地域の要望、各学校の実情等に応じて決定できるものとする。

別表2 (14関係)

使用料減免団体	例	申請者
社会教育関係団体	青年団	学区連合町内会長あるいは町内会長
	婦人会	学区婦人会会長
	P T A	学区P T A会長
	子ども会	学区子ども会会長
	体育協会	学区体育協会会長
	スポーツ少年団	学区体育協会会長
	町内会	町内会長
障害者の団体		各団体の代表者
一般財団法人岡山市 スポーツ協会加盟団体	競技団体	各競技団体の会長 各学区の体育協会会長
地方公共団体その他公の 機関	各部局 岡山市教育委員会	主管課長 主管課長
上記以外の団体		各団体代表者

◀ 使用料早見表 ▶

使用施設			
体育館及び柔剣道場 使用料 (1日1回)		1,000㎡以上	1,000㎡未満
	電気を使用する場合	3,660円	3,030円
	電気を使用しない場合	3,140円	2,510円
	減額後	520円	520円
教室使用料 (1日1教室)	電気を使用する場合	620円	
	電気を使用しない場合	410円	
運動場夜間照明使用料 (1時間)	1,040円		
プール使用料	大人1回	310円	
	中学生以下1回	150円	

使用調整要領

1 使用調整会議の実施

- (1) 使用調整会議は、各運営委員会において年に2回（上半期、下半期）実施することが望ましい。
- (2) 会議における使用調整は、上半期、下半期それぞれを通した既得権ではなく、再調整もあることを各団体に周知すること。

2 使用調整基準

使用を希望する団体が全市的にみて、平等に使用できるよう次により調整を行う。

- (1) 使用希望団体が多い場合は、施設・時間等の分割で最大限の使用調整を図ること。
- (2) 使用希望団体が多く調整が困難な場合は、他の開放校と重複使用している団体は他の団体に譲ること。

3 その他

- (1) 使用予定日になっていたにもかかわらず、使用中止が続いた団体については、使用回数を制限する必要があることを周知すること。
- (2) 新たに使用希望する団体が増加している傾向にあることから、使用調整後であっても使用希望する団体が平等に使用できるように最大限の配慮をすること。
- (3) 使用許可を受けた場合においても常に学校教育活動を優先し、本事業は学校教育に支障のない範囲での使用許可であることを周知すること。

学校施設を利用されるみなさんへ

岡山市教育委員会

学校施設開放事業は、「学校運営に支障のない範囲」で行われるものであり、他の利用団体の使用状況等を考慮するため、必ずしも希望どおりの利用が可能になるとは限りません。

警報が発令されている等、災害発生のおそれがある場合や、あるいは、避難所に使用される可能性がある等の場合は、使用許可を受けていても施設を使用できないことがあります。

なお、暴風警報、大雪警報、各特別警報が発令されている場合、施設の使用はできません。

子ども達のためにも使用中の管理や後始末を十分していただきますようお願いいたします。

なお、次のことからについてはよく守ってください。

もし、使用について、違反やマナーが守られていない等の場合は、今後の使用をお断りすることもありますので、ご注意ください。

記

- 1 使用者は、各自に実施内容等を入力してください。
- 2 使用時間を守り、許可された施設以外には立ち入らないでください。
(対外試合の遅延などで開放時間外に校内に入る場合は必ず学校に連絡してください)
- 3 自動車の乗り入れについては各学校の指定場所へ駐車してください。
- 4 使用者は、事故、火災、感染症の拡大等の防止に努めてください。
- 5 体育館内の飲食はお茶・スポーツ飲料を除き原則禁止です。
なお、やむを得ず体育館使用に際し飲食を伴う場合は、事前に学校をとおして担当課へご相談ください。
- 6 運動場内での飲食は可能です。
- 7 ゴミは使用者が各自、責任をもって持ち帰ってください。
- 8 学校敷地内は全面禁煙です。市民や地域住民の方々より、学校開放における喫煙マナーに対する苦情を多く受け付けている状況です。つきましては、学校敷地内での禁煙はもとより、学校敷地外におかれましても極力喫煙を控えていただくか、喫煙マナーを守っていただきますようお願いいたします。
- 9 体育館・教室の履物は特に留意し、同一履物での出入りをしないでください。(体育館では、専用シューズを持参し使用してください)
- 10 体育館・教室の使用後は、特に施錠と火の気を再確認してください。
- 11 電気・水道の使用は節約してください。
- 12 校舎壁・フェンス等に向けて投球やバッティングをしたり、体育館内壁にボール等を投げつけたり、樹木・花壇・校具を破損することのないように注意してください。
- 13 使用者は、AED保管場所の確認をして緊急時に使用できるようにしてください。
- 14 施設・設備の使用後は、必ず使用前の状態にし、清掃と整頓をしてください。
- 15 施設の器具が破損・紛失した場合は、すみやかに運営委員会等に報告してください。
なお、このような場合は、弁償をお願いします。
- 16 近隣の民家等の破損が起きたときは、ただちに運営委員会等に連絡し、使用者側で直してください。
- 17 使用者は、活動を実施するにあたっては、環境省・気象庁による熱中症警戒アラート等を活用して適切に判断し、活動中は、熱中症事故予防に十分配慮してください。
- 18 その他学校・教育委員会からの注意事項を守ってください。

☆ Q & A ☆

Q 1・定期使用を Web で申請後、年度途中で使用日追加したいのですが。

A 1・従来通り、紙の申請書を提出してください。P3 フローチャート（不定期）参照

Q 2・年度途中で新規使用を開始する場合の申請方法は？

A 2・定期・不定期いずれの場合も、紙の申請書を提出してください。P3 フローチャート参照

Q 3・年間申請の使用を年度途中で中止する場合はどうしたらよいですか？

A 3・学校施設使用許可取消願を使用日前までに提出してください。P10 参照

Q 4・団体名、団体代表者の変更があった場合はどうしたらよいですか？

A 4・様式第 3 号（第 3 条関係）（P32）登録事項変更届を必ず提出してください。

Q 5・団体会員や代表者は市外在住でも申請できますか？

A 5・主に市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成された団体で、かつ、成人の使用責任者であれば申請できます。

Q 6・早朝練習（午前 6 時から 8 時まで）のみの場合、申請は必要ですか？

A 6・開放時間外のため、学校施設開放事業に該当しないため、提出する必要はありません。

Q 7・スポーツの大会等に付随する目的で教室を使用する場合は？（体育館・運動場・柔剣道場で練習試合や大会を行う際に、更衣室や荷物置場として教室を利用する場合等）

A 7・主たる目的（スポーツ大会等）の申請書にまとめて記入し、スポーツ振興課に提出してください。

Q 8・紙で不定期申請をしましたが、実施報告はどのようにしたらよいでしょうか？

A 8・使用申請方法に関わらず、Web から実施報告を行ってください。入力フォームの [URL または 2 次元コード] が分からない場合は、末頁記載の担当課にお問い合わせください。

Q 9・実施報告はいつまでに入力すればよいですか？

A 9・施設使用日に入力してください。遅れて入力する場合は、当月末までに入力してください。

Q 10・送信してしまった実施報告を内容修正することはできますか？

A 10・一度送信した内容の修正はできませんが、修正希望の際は、再度の回答をお願いしています。回答が複数あった場合は、集計時に最新の回答を採用するため、データの重複はありません。

Q 11・省略した団体名を入力してもいいですか？

A 11・略称で入力しても構いませんが、毎回同じ団体名を入力することをおすすめします。閲覧データの並べ替えや検索の際には、全角半角の区別があります。

令和7年度岡山市立学校体育施設 余裕教室等開放指定校及び施設名並びに開放開始年度一覧

(令和7年1月現在)

小 学 校												中 学 校												
No	学校名	体育館	運動場	教室	No	学校名	体育館	運動場	教室	No	学校名	体育館	運動場	教室	No	学校名	体育館	運動場	教室	No	学校名	体育館	運動場	教室
1	岡山中央	H17	H17	H18	24	牧石	S54	H14	H21	47	豊	S58	H15	H16	70	足守	H2	S61		1	岡山中央	H23	H23	
2	清輝	S44			25	大野	S59	※H3	H16	48	中山	S54	※H14	H16	71	蛸明(明南校)	H23 (H10)			2	岡北	H28	S51	H28
3	旭東	S56	S52		26	西	S58	※S44	H16	49	馬屋下	S56	H10		72	第一藤田	S58	H3	H21	3	京山	S63		H13
4	伊島	S51	H5		27	御南	H6	H6	H15	50	桃丘	H2	H3		73	第二藤田	S51	H8	H16	4	石井	H6		H13
5	津島	S51	S51	H21	28	陵南	S56	H4	H21	51	平津	S58	※S52	H17	74	第三藤田	S55	S52	H16	5	桑田	S55	※S51	H13
6	石井	S54	S52	H13	29	芳田	S58	S52	H16	52	野谷	S56	H8		75	御津	H18	H18	H17	6	岡輝	H10	S44	H14
7	鹿田	S46	S59	H13	30	芳明	S57	H13	H14	53	横井	S57	H2	H12	76	御津南	H18	H18	H17	7	福浜	H7		H12
8	大元	S58	※S52	H16	31	甲浦	H1	H1	H14	54	馬屋上	S63	S63	H16	77	五城	H18	H18	H17	8	福南	S53		H28
9	御野	S46	H5	H21	32	三門	S57	S52		55	庄内	S56	H8	H21	78	灘崎	H18	H18	H14	9	芳泉	S55	※S55	H30
10	三敷	S58		H21	33	財田	S58	※S46	H17	56	加茂	S58	H7	H16	79	迫川分校	H18	H18		10	東山	S62		H11
11	福浜	S51	※H13	H14	34	竜之口	S57	※H2	H14	57	鯉山	S54	※S63	H16	80	七区	H18	H18	H21	11	操山	H18		H30
12	平福	S51	H13		35	高島	S58	H13	H14	58	吉備	S51	H13	H16	81	彦崎	H18	H18	H17	12	操南	H10		H10
13	芳泉	S54	S53		36	幡多	S58	※S43		59	妹尾	S58	S52		82	建部	H19	H19	H18	13	富山	H11	H8	H13
14	宇野	S58	S52		37	小串	S58	H14	H21	60	箕島	S57	H4		83	竹枝	H19	H19	H22	14	御南	H6	※S44	H6
15	旭竜	S53	H6	H22	38	浦安	S58	H7	H18	61	福田	S55	S51	H16	84	福渡	H19	H19		15	芳田	S60		
16	岡南	S58	S44	H18	39	古都	S58	S52	H16	62	浮田	S54	H6	H16	85	千種	H19	※H19		16	光南台	S59	S51	H20
17	平井	S58	S52		40	可知	S59	S59		63	城東台	H12	H12	H12	86	江西	H19	H19	H22	17	竜操	H12	※S57	H19
18	福島	S57	H26	H21	41	芥子山	S54	S55		64	平島	S56	H4							18	高島	S57		H20
19	南輝	S51	H4	H17	42	政田	S59	H7	H21	65	御休	S54	H2							19	旭東	S63	H29	H4
20	操南	S58	※H8		43	開成	S59	S52		66	角山	S60	H5	H16						20	西大寺	S44		H14
21	操明	H8	※H10	H14	44	西大寺	S53	H11	H21	67	興除	S58	S51							21	上南	S59		H25
22	富山	S58	※S44	H15	45	西大寺南	S58	S62		68	曾根	S54	S52							22	中山	S58	S51	H12
23	旭操	S54	※H8	H16	46	雄神	S51	S53	H13	69	東嚮	S51	S62							23	香和	H4	※H2	H4
※は運動場夜間照明施設設置校 25校(小学校15校・中学校10校)												義務教育学校												
												1 山南学園 S63 S49 H22												
												開放校園 122校(体育施設) 73校(余裕教室等)												

学校数	体育館			運動場			柔剣道場			教室		
	施設数	開放数	%	施設数	開放数	%	施設数	開放数	%	開放数	%	
小学校	87	86	100.0%	86	84	97.7%				57	65.5%	
義務教育学校	1	1	100.0%	1	1	100.0%				1	100.0%	
中学校	37	35	94.6%	37	21	56.8%	37	32	86.5%	15	40.5%	

《問い合わせ先》

生涯学習課

MAIL shougaigakkoukaihou@city.okayama.lg.jp

TEL 086-803-1606

FAX 086-803-1874

スポーツ振興課

MAIL sportsgakkoukaihou@city.okayama.lg.jp

TEL 086-803-1615

FAX 086-803-1768

岡山市教育委員会 令和7年1月作成